

後醍醐天皇、関白を廃す

——建武政権の政治理念——

丸 谷 豊

一

元弘癸酉歲、四海九州朝敵無殘處亡シカハ、先帝重祚之位ニ即御座ス、正慶年号ハ廢帝改元ナレハトテ被棄、元ノ元弘ニソ被成ケル、此時賞罰法令悉ク公家一統之政ニ出シカトモ、
關白ヲハ不被置、左大臣道平公・右大臣經忠公万機之諮詢ヲ佐ラル、偏是延喜之佳例ヲ被追トソ聞ヘシ、(天正本『太平記』卷十二 公家一統政務事)

建武政権が樹立されるにあたって後醍醐天皇は関白を廃した、という。本稿は、この出来事を手がかりに、建武政権を成立させるについての後醍醐天皇にどのような政治理念があったのか、考察してみようとする試みである。天皇親政の復活、

わかっているではないかといわれるかも知れない。しかし、私にはさらに検討すべき余地が残されているように思われる。

まず、事実の確認から始めよう。元弘三(一三三三)年五月十七日、後醍醐天皇は伯耆の行在から詔を発して、光厳天皇によるすべての叙位任官を停止し本位本官に復せしめた。正慶の年号は廃せられ、光厳天皇はもとの皇太子となる。すべては元弘元(一三三二)年に、元弘の乱より以前にもどるべし。伯州詔命と呼ばれたこの詔については、原文が残されているわけではないが、その内容は『公卿補任』などから知ることが出来る。近衛基嗣の左大臣をとどめて二条道平を還任させる。右大臣には近衛経忠を還任するとしたが、これは辞退された。光厳天皇のもとで関白であった鷹司冬教は、伯州詔命によつて関白の職を解かれている。鷹司冬教は元徳二(一三

三〇) 年に後醍醐天皇から関白の詔をうけて関白となり、光厳天皇から関白もとのごとしということになって、そのまま関白の職にあった。すべてを元弘の変の以前にもどすにしても、鷹司冬教が関白でいいはずである。それが解職されて後任もないままになったのは、後醍醐天皇の意図が関白という制度そのものを廃止するところにあつたことを示している。

建武政権が成立して後醍醐天皇は関白を廃した。これは確かに事実である。けれど、それが延喜の佳例を追つてのことというのには、一つの解釈にすぎない。関白の制度はそれまで数百年に渡つて続いてきた。これほどの政治的決断がただに先例に倣うというだけの理由でなされるわけがない。何かそれなりの意図があつてのはずである。こういえば、あるいは歴史についての素人なら、納得してくれるだろうか。冒頭の文章が『太平記』という文学作品からの引用で、それも「天正本」で改作された部分であると教えられれば、なおさらのことかも知れない。

しかし、建武政権の成立にあつて後醍醐天皇が関白を廃したというのは事実であつても、それが天皇の専制を意図してというのには一つの解釈にすぎない。というならば、今度は歴史についての文人たちが賛成してはくれないだろう。建武政権の成立に、後醍醐天皇にすべての権力を集中する、天皇親政の復活を見るのが早くからの通説となつてゐる。

道平公左大臣還任、補藤氏長者、但不置関白職、自為聞召也、(内閣文庫本『元弘日記並裏書』)

後醍醐天皇は天皇の権限を掣肘するような存在を否定して、院政を停止し幕府を討滅し、そして関白を廃したといふのである。

だが、だがある。次の文章を見ていただきたい。『増鏡』の作者については諸説があるが、南北朝の終わるころにはすでに成立していたとされている。

さて宮中には、伯耆よりの還御とて、世の中ひしめく、まづ東寺に入らせ給て、事ども定めらる、二条の前の大臣道平召しありて参り給へり、こたみ内裏へ入らせ給べき儀、重祚などにてあるべけれども、璽の箱を御身に添へられたれば、たゞ遠き行幸の還御の式にてあるべきよし定めらる、関白を置かるまじければ、二条の大臣、氏の長者を宣下せられて、宮この事、管領あるべきよし、うけ給はる、天の下たゞこの御はからひなるべしとて、この一つ御あたり喜びあへり、(『増鏡』第十七 月草の花)

関白を廃止するというので、それまで摂関が兼帯するところとなつていた藤原氏の氏長者に、二条道平は関白とならず宣下された。そこで「天の下ただこの(二条道平の)御はからひなるべし」といふ。ここには天皇専制の意図など感じられない。『増鏡』の作者については二条道平の子である二

条良基とする説があつて、そうとすれば、これは二条家でのよろこびを素直に叙述したとみてもいいだろう。

『増鏡』には出てこないが、このとき二条道平は後醍醐天皇から内覧を命じられている。というよりも、すでに元亨三(一二三三)年にそのとき前関白で前左大臣であつた二条道平は後醍醐天皇から内覧を宣下され、このあと嘉暦二(一二三二)年に関白に還補したこともあつたが、元徳二(一二三〇)年にそれを辞してからも内覧もとのごとしということになつていて、それがすべてを元弘の乱より以前の状態にということとで復活されたのである。内覧の職能は関白と同じ、すべての上奏下達の文書にあらかじめ目を通す。関白とか内覧などは、律令に規定のある官職とは違い、詔とか宣旨とか天皇からの依頼をうけて、天皇とのパーソナルな関係にあつてその権限を行使する。だから、天皇が交替すれば、関白や内覧の地位は当然に消滅する。光厳天皇が踐祚して二条道平の内覧は失効してははずであるし、後醍醐天皇が重祚ではなくて還幸の礼をもって帰京することとなると、当然に二条道平の内覧は復活される。というか、ずっと内覧であつたことになつて。ところで、関白が内覧と違ふのは、そのうえに廷臣の首座につき、さらに藤氏長者を宣下されるというところにある。伯州詔命で二条道平は左大臣に還任された。摂関がなければ、そして則關の官とされる太政大臣がいなければ、普通なら左

大臣が廷臣の首席となる。そして二条道平は藤氏長者に宣下された。となれば、たとえ関白の詔こそうけていなくても、これはもう何も関白と変わらぬ。

後醍醐天皇の還京で内覧に復活することとなつたのは、二条道平だけではない。近衛経忠もそうである。近衛経忠は元徳二(一二三〇)年に二条道平のあとをうけて後醍醐天皇から関白の詔をうけ、同年に関白を辞したあとも内覧もとのごとしということになつていた。そして、このとき近衛経忠にかわつて関白となつたのが鷹司冬教であつた。こうして成立していた関白鷹司冬教に二条道平と近衛経忠の二人の内覧が併置されるという事態の復活には、特に勅命など必要とはしなかつたであろう。つまり伯州詔命は、二条道平・近衛経忠・鷹司冬教と三人になるはずの内覧のうち、鷹司冬教の内覧だけをその関白を解職するというかたちで停止している。これでは、光厳天皇の踐祚そして即位に協力したかどで、鷹司冬教に対して政治的に責任をとらせたというだけにすぎない。

関白の職が天皇の権限を掣肘するというのなら、そしてそれを否定しようと思うのであれば、関白の名ではなく、特定の臣下がすべての上奏下達の文書を内覧するという制度をこそ廃止しなければならなかつたはずである。二条道平は関白の名こそないが、内覧の臣であり廷臣の首座につき藤氏長者

の任にあった。関白の実質は何ら否定されていない。しかし、ここで反論があるであろう。一人であるべき関白を廃止して、複数の内覧を任命する、ここに後醍醐天皇の専制が意図されていたのではないかと。だが、それならそれで、いわゆる後醍醐天皇の前期親政にあつてすでに実現させていた、関白に内覧を併置するという体制でもいいはずである。関白という名だけを廃するのにどれほどの意義があつたのか。

二

ここで時代は十年あまり昔にさかのぼる。

元亨三（一三三三）年三月二十九日、関白一条内経は、元亨元（一三二一）年の十二月に後宇多院から治天の君の地位を譲られて親政を開始していた後醍醐天皇によって、関白の職を解かれた。そして九条房実が後醍醐天皇から関白の詔をうけ、関白となる。関白というのは、天皇から依頼があつてその権限を行使する。天皇が在位しているのに関白がもしその職を去るとすれば、関白から辞退するか、天皇が依頼を取り消すか、どちらかである。当日の『花園院日記』には

伝聞、此日関白上表、即左府関白宣下云々（『花園院日記』元亨三年三月二十九日条）

とある。これによれば、一条内経から辞退を申し出たように

思われる。しかし、同じ『花園院日記』が、それから二年あまり後の一条内経の薨去に際して、次のように記している。

前関白従一位藤原内経朝臣薨去、公者故内大臣内実之長男也、起家嗣絶為関白、而頃年以來沈湎千酒、仍早世歟、

（『花園院日記』正中二年十月二日条）

このところ酒におぼれていたというのは、失意を紛らすためでもあつたらうか。

一条内経が関白となつたのは拔擢であつた。文保二（一一三二）年、花園天皇は後醍醐天皇に譲位する。天皇が交替すると、新しい天皇の踐祚にともなう行事などをすましたうえで、先の天皇の摂関はその職を辞するのが例となつていた。摂政といえは天皇の代理であり、関白というのは天皇からの依頼をうけてその権限を行使する。天皇がかわれば、当然に摂関も交替すべきものなのかも知れない。しかし混乱を避けるといふ意味からでもあろう。まずは「もとのごとし」ということにしておいて、やがて交替するのが例であつた。このときは持明院統から大覚寺統に政権が移動したということもあつて、ときの関白である二条道平は辞退を申し出ている。ところが、すぐに関白の交替というわけにはいかなかった。というのは、そのとき摂家出身の大臣が一人もいなかったからである。関白には大臣になる。前官ではあつても、とにかく大臣であつたものが関白となつてきた。実は、讓位のあつ

た時点では、左大臣に近衛経平がいた。それまで摂関が辞退したとき、多くはそのときの左大臣がつづいて摂関となつてゐる。このときも、次の関白には近衛経平がなるものとされてゐたのであろう。それなのに、近衛経平は急死してしまつた。こうして、権大納言であつた一条内経が、内大臣に昇進し、関白の詔をうけ、関白となる。一条家では家祖の実経のあと、その子の家経は後宇多天皇の摂政となつたが、その子の内実は摂関となれずに、その日に内覧は宣下されたといふものの、内大臣で薨去してゐた。その内実の子が内経である。

『増鏡』は後醍醐天皇の即位のときの行列に、花山院家定との争いを伝える「いまはたゞ人にてこそいますべければ」(第十三 秋のみ山)。摂関の地位に対する執着が一条内経にかなつたとすれば、嘘になるだろう。関白の解職にまでいたる一条内経との対立が後醍醐天皇をして次に述べるような改革を意図させたのか、そのような改革に反対したために一条内経が失脚することとなつたのか、それはわからない。ただ、いづれにしても、やはり一条内経は関白を解職されたものと考えられる。

そして同じ年の十月五日、ときに前関白で前左大臣であつた二条道平に、頭弁万里小路藤房を勅使として、後醍醐天皇から内覧が宣下された。『花園院日記』は次のように記してゐる。

二条前関白以状申云、昨日被下内覧宣旨、殊畏申之、返事賀仰也、非賢非才、非関白之父、内覧宣未曾聞例、朝議之趣何故乎、未知所由、(『花園院日記』元亨三年十月六日条)

つづいて十一月九日、今度は、前関白で前太政大臣であつた鷹司冬平が太政大臣に還任され、頭中将鷹司宗平を勅使として、あわせて内覧を宣下される。朝廷での席次については、鷹司冬平・二条道平・九条房実の順と十一月二十八日に宣下があつた。九条房実は関白となつたときに内覧を宣下されてゐたから、これで内覧が三人ということになる。『花園院日記』の感想を見てみよう。

伝聞、今夜鷹司前関白任太政大臣節会云々、可否如何、未知其儀、後聞、内覧宣同被下云々、内覧三人非尋常之例、非関白之父仁二人為内覧、今度初度歟、近日朝議乱歟治歟、議者宜決也、随分有道義之沙汰、然而君臣皆有未証為証之謬歟、(『花園院日記』元亨三年十一月九日条)

ずいぶんと理屈はつけているようだが、これまでに例のないことをやるからには、もつと慎重であつてもいいはずだ。摂関に内覧を併置するということはこれまでもあり、花園院としても何もそれ自体を非難してゐるのではない。ただ、内覧というのはかりそめに置くものではないし、これで内覧が三人にもなる。鷹司冬平と二条道平の二人が非賢非才であつたかとはともかく、確かに鷹司家では太閤となつて内覧になる

例があつた。鷹司基忠が龜山天皇の関白であつたときは鷹司兼平が内覧であり、鷹司兼忠が伏見天皇の関白のときと鷹司冬平が花園天皇の摂政そして関白のときには、ともに鷹司基忠が内覧となつている。この他に内覧というとき、摂関になるとき詔とともに内覧の宣下があつたりするのを別にすれば、先にも触れた一条内経が薨去の日に内覧を宣下されたぐらいで、こしばらくは例がない。花園院が後醍醐天皇の意図をはかりかねたとしても当然であらう。

後醍醐天皇の意図は翌年の正中元（一二三二）年になるとはつきりしてくる。この年にはいわゆる正中の変が起こり、その責任という意味もあつてであらう、九条房実は関白を辞退した。問題はその後任である。

伝聞、去夜、相国還補関白之由宣下云々、去比九条前関白出解状、以彼趣被仰合関東、昨日左右到来、被補之云々、三ヶ度還補誠希有之例歟、可謂幸運、但今度類辞退举左府、然而時宜猶推而被仰関東云々、『花園院日記』正中元年十二月二十八日条

このとき左大臣には鷹司冬教がいた。この『花園院日記』の記事によると、内覧太政大臣鷹司冬平は左大臣鷹司冬教を関白にと推挙したらしい。これまでの例からすれば、こは左大臣が関白となる。すでに内覧となつている鷹司冬平であるが、太閤となれば鷹司家の先例にもかなう。ところが、後醍

醐天皇はかえつて鷹司冬平を関白にと要請し、鎌倉幕府にもそのように報告して、この人事を決定してしまつた。ここには、鷹司家から内覧させるのは当主である鷹司冬平の一人だけとする、後醍醐天皇の意向が読み取れる。それを鷹司冬教がどのように受け取つたかはともかく、これは何も鷹司家に限つてというわけのものでもあるまい。ただに複数の内覧を置いてというだけではない。後醍醐天皇にはそのときの五摂家の当主をして内覧とする意図があつたのか。そう考えると、うなずける。

ふりかえつて考えてみよう。一条内経から九条房実に関白が交替されたとき、前関白として鷹司冬平・近衛家平・二条道平の三人があつた。そこで前関白のすべてに一条内経も含めて内覧を宣下したとすると、関白となつて内覧を宣下された九条房実とあわせ、五摂家の当主がすべて内覧にそらうということになる。後醍醐天皇としては、そのように計画していたのかも知れない。ただ、一条内経は関白を解職されて内覧とならず、このころすでに病中であつたかと思われる近衛家平には内覧の宣下がなかつた。このあと一条内経は正中二（一二三五）年に薨去し、正中元（一二三二）年に関白を辞した九条房実は内覧とならず嘉曆二（一二三二）年に薨去してゐる。一条家も九条家も残された当主はともに若年で、官位からしてもしばらくは内覧がどうのという立場ではない。

近衛家平は正中元（一二三二）年に薨去して、近衛家の当主は近衛経忠にかわる。このとき近衛経忠は二十三才で右大臣、左大臣には二十才の鷹司冬教がいた。近衛経忠と鷹司冬教では、年令からすると近衛経忠の方が年長であるが、官位にあつては鷹司冬教の方が一歩先んじてきた。このままなら、鷹司冬教が先に関白となる。けれど、摂家の当主をしてのみ内覧させるとすれば、鷹司冬平が鷹司家の当主として健在であるうちは、鷹司冬教は関白になれない。早くに摂家の当主となつた近衛経忠であるが、関白になるのはその次としてもかなり遅れてしまう。建仁二（一二〇二）年、十一月二十七日に内覧を宣下された九条良経が、近衛基通の辞退をうけて十二月二十五日に土御門天皇の摂政となつた。それ以来、摂関になる前に内覧となつた例という、あの一途内実が薨去するときに内覧を宣下された、それぐらひしか見当らない。内覧は関白か前関白となつて宣下される。嘉暦二（一二三二）年、関白太政大臣鷹司冬平は薨去して、鷹司冬教が鷹司家の当主となる。このときはひとまず二条道平が関白となつた。

元徳二（一二三〇）年正月二十六日、二条道平は内覧もとのごとしということ、関白を辞退し、右大臣近衛経忠が後醍醐天皇から関白の詔をうけた。左大臣である鷹司冬教としては超越されたかたちになる。

元徳二年正月廿六日、右大臣蒙関白詔、左大臣被超越了、

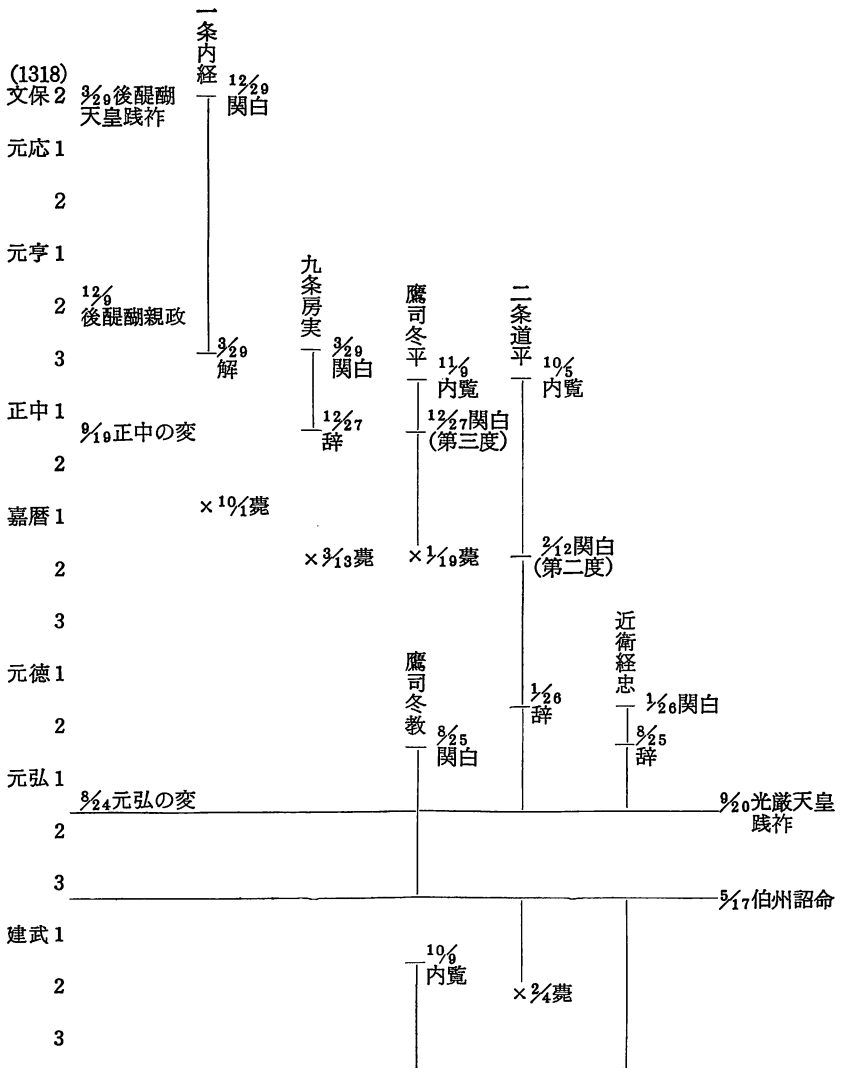
右府公事作法皆受左府教命、今忘恩忽昇遷、莫言々々、
『玉英記抄』官位部

こうした公家社会の非難のなかで、鷹司家では翌二十七日に左大臣鷹司冬教以下が辞表を提出する。そして、八月二十五日、後醍醐天皇は近衛経忠の関白をとどめ鷹司冬教に関白の詔を下した。しかし、実はここまでが後醍醐天皇にとって計画のうちではなかったか。関白を辞職したとき近衛経忠は内覧もとのごとしということになつていた。後醍醐天皇と近衛経忠のあいだには、何らかのうらあわせができていたのかも知れない。それはともあれ、こうして鷹司冬教・二条道平・近衛経忠と、当主がいまだ若年の九条家・一条家を除いて、三人の摂家の当主が内覧としてそろつたことになる。

三

これほどに奇策を弄してまで、後醍醐天皇が摂家の当主を内覧としてそろわせようとしたのは何故であろうか。問題は、どうして内覧にというところにある。ここで内覧というもののこのときの政治的な意味について考えてみよう。

内覧というのは天皇をパーソナルに補佐している、それを象徴する役割であつた。すべての上奏下達の文書に目を通す。天皇はすべてにあつてチェックされる。協調していかなければ



『公卿補任』『諸家伝』により丸谷作成

ば、政務の決裁ができない。内覧という行為によって政務のありようを主導していくことができた。そこに院政が開始され、治天の君というものが出現してくるようになる。このあたりの事情も変わってくる。天皇家の当主としての治天の君による政務の決裁は、内覧によって掌握される上奏下達の機構のいわば外側に成立する。ところが、治天の君の諮問会議としての評定とか議定などに摂家から出席しているのは、管見のところ、やはりそのときの摂関かあるいは内覧を宣下されているものに限られていたように見うけられる。摂家からは評定衆となるのではなく、摂政とか関白ないしは内覧としての資格から議定の席などにも加わっていたのである。

摂家から治天の君の政務に参与するには、摂関ないし内覧としての資格を要する。この命題に対して反例を提出するのは、あるいは容易かも知れない。ただ、後醍醐天皇のときにそうであったことが、次の史料から知られる。

嘉暦二年八月廿二日同神木遷座木津、

九日一日 禁裏議定、関白殿下・吉田前大納言定房・源大納言親房・万里小路前大納言宣房・侍從中納言公明等卿参入、

同七日議定、関白殿下以下参入、

今年九月十二日神木御帰坐、

〔師守記〕康永四年四月二十二日条、

これは春日の神木が在京していたとき評定とか議定とかがどうであったかについて勘進された一部なのであるが、ここに見える嘉暦二（一三二七）年の後醍醐天皇の議定にあって、摂家からはときの関白二条道平だけが参加している。注意すべきなのは近衛経忠で、『公卿補任』などによるとこのとき記録所の上卿であったと考えられるのに、その名が見えない。たとえ記録所の構成員であっても、そのときの摂関かあるいは内覧を宣下されてでもない、摂家の出身者として、議定の席に加わるものではなかった、とわかる。もしこのような状況にあって、五摂家の当主から適当なものをして政務に参与せしめるとすれば、関白は一人だけなので、あとには内覧を宣下する。

だが、ことはそれほど簡単には運ばない。まず関白は廷臣の首座であつてみれば官位の順でなるのだが、当主となるについては五摂家でそれぞれに事情もあるわけで、摂家の当主になつたからといってその順に関白になれるというものでもない。それでは摂家の当主になつたものから内覧を宣下するか。ところが、摂家の当主たるもの、ひとまず摂関となつてからでなければ、内覧の宣下をうけてはくれない。内覧の宣下をうけてから摂関になつた例というと、先に触れたように、百年あまりも絶えてないからである。後醍醐天皇が直面していた問題は一つのパズルとして理解される。そして、先例を

重視する公家社会であつて、このパズルにはどうやら解法がないように思われる。

建武政権が成立するにあたって、後醍醐天皇は関白を廢した。結局のところ、それには特別な意図などなくて、ただ形式として延喜の聖代を模してというだけにすぎなかつたのであろうか。私はそうは考えない。次のような後醍醐天皇の宣命が『建武記』に載せられている。

天皇我詔旨止勅御命乎、親王諸王諸臣百官人等、天下公民衆聞食止宣、従一位藤原冬教朝臣者、朝廷乃重臣棟梁乃匡弼奈利、而万機乎巨細志賜布爾依天、右大臣乃官爾任賜者久止、次正二位藤原光経朝臣乎、中納言乃官爾任賜布止勅御命乎、衆聞食止宣、

建武元年十月九日

建武政権の成立にあつて関白を解職された鷹司冬教であつたが、やがて右大臣に任命され、それとともに内覧に復帰する。これはそのときに出された宣命である。任大臣の宣命という「食国之法定賜留国法随」とある。それが例となつていた。ところがこの宣命にはそれがなくて、「万機乎巨細志賜布爾依天、右大臣乃官爾任賜」というようになっていた。内覧の臣は大臣たるべし。これが後醍醐天皇による先のパズルへの解答であつたとしたら。

内覧なら何人でも置くことができるが、その前になるべき摂関は一度に一人だけしか任じることができない。どうしても通過しなければならぬ、たつたひとつの指定席。ここに後醍醐天皇を悩めたパズルの種があつた。ところで、気がつかれたであらうか。これは天皇と同じである。天皇をやめて太上天皇となる。摂関となつてから内覧になる。天皇となつたことがなくても後高倉院のように、天皇の父には尊号が宣下され、小一条院のように天皇になれなかつた皇太子が院号をうける。太閤となつて内覧になり、摂関になれずに薨去するとき内覧が宣下される。摂関は天皇がそうであるのと同様に、その家の当主たるべきものにとつての通過点なのであつた。摂関といつてわからなければ、その言葉から連想される天皇とのパーソナルな関係にとまどつてしまうというのなら、藤氏長者といつてもよい。藤氏長者になるものが、摂政となり関白となつて、天皇家とパーソナルな関係をとりむすぶ。後醍醐天皇はこのようなものとしての関白を廢した。内覧になるための、内覧となつて治天の君の政務に参加するための通過点としての関白を廢止した。そして、律令の規定する大臣の座で置き換える。

建武政権のもとでも、大臣イコール内覧であつたわけではない。たとえば近衛経忠は、現任の大臣ではなくて内覧であり、大臣となつて内覧はかわらず、大臣を辞しても内覧はそ

のままであつた。久我長通は右大臣に、洞院公賢は内大臣に
そして右大臣に、吉田定房は准大臣から内大臣に、それに一
条経通が内大臣に、それぞれ任じられているが、いずれも内
覧となつたらしい形跡は見られない。だが、ここでもう一度
伯州詔命にもどつて考えていただきたい。伯州詔命は内覧に
復帰していた二条道平を左大臣に還任させた。そして、これ
は辞退されて実現しなかつたのだが、同じく内覧に復帰した
近衛経忠は右大臣に還任することとなつていた。元弘の変の
とき、二条道平は前左大臣で、現に左大臣の任にあつたは近
衛基綱である。右大臣には久我長通があつて、近衛経忠は前
右大臣であつた。すべてを元弘の乱より以前にとり論理か
らすると、鷹司冬教の関白を解職したのと同様にこれも原則
を逸脱している。

伯州詔命のこの意図は、内覧の臣を左大臣と右大臣とに任
命するところにあつた、と考へて理解することができる。職
員令を見ると、大臣には則闕の官である太政大臣のあと
左大臣と右大臣があり、その職掌が「掌、統理衆務、挙持綱
目、惣判庶事」(太政官条)と規定されている。すべての政務
を総括する大臣の職掌が、万機を諮詢される内覧に対応する
というのであろう。後醍醐天皇が意図したのは、内覧という
現実を律令の言葉で読みかえることではなかつたか。延喜の
佳例というよりも、これはむしろ律令への復帰として解釈さ

れる。摂家の当主で左大臣・右大臣となつたものから内覧を
宣下する。例のパズルの解決としてみても、あまり成功とは
いえないかも知れない。しかし、ここに後醍醐天皇の政治理
念を見ることができるよう思う。名を正す。あるべきもの
への復原は、儒教を伝統とする政治社会にあつてふさわしい。
後醍醐天皇は摂家という家柄を否定したわけではない。内覧
というものを認め、これを関白という特別の職を置くのでは
なく、律令に規定する大臣の官に対応させて位置づける。か
くして、後醍醐天皇は関白を廢した。私はそう考へる。

とはいふものの、これもまた一つの解釈にすぎない。本稿
を草するにあつてヒントとなつたのは、おわかりかとも思
うが、中国の宋朝における元豊の官制改革である。唐制の外
に成立した官制を唐令の言葉で読み直す。そこに出現した官
制は、もちろんそれまでの宋制とも違ふし、本来の唐制とも
異なつたものであつた。関白の廢絶に、後醍醐天皇はどのよ
うな夢を見ていたのだろうか。それを専制への指向という一
言でかたづけしてしまうのは、あまりにも平板であるように思
う。ひとつだけ、はつきりしていることがある。後醍醐天皇
の夢は敗北した。やがて南朝でも関白は復活する。